

◎新潟県病院局告示第4号

新潟県の設置する病院の診療科目の指定（昭和46年7月新潟県病院局告示第6号）の一部を次のように改正し、令和元年9月1日から実施する。

令和元年8月30日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を削る。

改 正 後		改 正 前	
病院名	診療科目	病院名	診療科目
(略)		(略)	
新潟県立吉田病院	内科、消化器内科、人工透析内科、外科、消化器外科、乳腺外科、肛門外科、整形外科、精神科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、歯科口腔外科、麻酔科	新潟県立吉田病院	内科、消化器内科、 <u>脳神経内科</u> 、人工透析内科、外科、消化器外科、乳腺外科、肛門外科、 <u>整形外科</u> 、 <u>脳神経外科</u> 、精神科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、歯科口腔外科、麻酔科
(略)		(略)	